

令和 7 年度長井市起業・創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における新たな創業を促進し産業振興を図るため、起業する個人及び法人団体等に対して、市長が予算の範囲内で交付する令和 7 年度長井市起業・創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、長井市補助金等交付規則（昭和 57 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 現在使用されていない住宅、店舗、事務所（店舗又は事務所兼用住宅含む。）、又は空き地等。
- (2) 起業 次のいずれかに該当する場合。
 - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業等の届出により、新たに個人事業主として事業を開始する場合又は新たに株式会社等（以下「法人」という。）を設立して事業を開始する場合。ただし、個人、法人ともに事業を引き継いだ場合を除く。
 - イ 個人又は法人が現在営む事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新分野で事業を開始する場合。
- (3) 起業の日 個人事業主の場合にあっては個人事業の開業・廃業等届出書に記載の日、法人の場合にあっては法人設立の日。ただし、前号イに該当する場合は、実際に新分野での事業を開始した日。
- (4) 補助事業等 補助金の交付対象となる事務又は事業。
- (5) 補助事業者 補助事業等に直接携わる者。
- (6) 店舗等 小売業・飲食業・サービス業に係る事業等で顧客に対してサービスを提供する施設又は起業する事業で使用する事務所等。
- (7) 店舗兼用住宅 1 つの建物に住居部分と店舗部分を兼ね備えた建物。
- (8) 中心市街地区域 「第 2 期長井市中心市街地活性化基本計画」において設定された中心市街地の区域。
- (9) 加算対象業種 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する次のいずれかの業種。
 - ア 中分類に規定する 56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、75 宿泊業、76 飲食店（小分類 762 専門料理店のうち細分類 7622 料亭、小分類 766 バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。）、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業（小分類 795 火葬・墓地管理業は除く。）、80 娯楽業に分類されている業種

イ 小分類に規定する 823 学習塾、824 教養・技能教授業、835 施術業に分類されている業種

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げるいずれか1つの事業とし、補助対象経費及び補助金の額はそれぞれ各号の表に定めるとおりとする。

(1) 空き店舗等活用事業

事業内容	補助対象経費	起業する場所	加算対象業種	補助金の額
空き店舗等を活用して起業する事業	店舗等の整備費、店舗等の賃借料、広告宣伝費、備品費(税込み10万円未満のもので減価償却資産とならないもの。ただし、補助金の額の2分の1を上限とする。)、ソフトウェア購入費(税込み10万円未満のもので減価償却資産とならないもの。ただし、汎用性のないものに限る。)、そのほか特に市長が必要と認めた経費	中心市街地区域内	該当	補助対象経費の3分の2以内の額又は60万円のいずれか少ない額
			非該当	補助対象経費の3分の2以内の額又は30万円のいずれか少ない額
		中心市街地区域外	該当	補助対象経費の2分の1以内の額又は25万円のいずれか少ない額
			非該当	補助対象経費の2分の1以内の額又は10万円のいずれか少ない額

(2) 広告宣伝事業

事業内容	補助対象経費	起業する場所	補助金の額
起業する事業の周知及び売上増進を図るために広告宣伝を行う事業	広告宣伝費	市内	補助対象経費の2分の1以内の額又は10万円のいずれか少ない額

2 前項第1号に定める補助対象経費は、店舗兼用住宅における住居スペース及び住居共用スペースに係る費用は含まない。

3 第1項により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

(1) 独立して業を営むことができる店舗等にて起業する者

(2) 起業する業種が別表1に定める対象外業種に該当しないこと。

- (3) 本補助金申請前に、長井商工会議所にて、事業計画等について経営支援員の確認を受けていること。
- (4) 許認可等を必要とする業種にあつては、既に当該許認可等を受けている者又は当該許認可を受けることが確実と認められる者
- (5) 第3条第1項第1号に規定する空き店舗等活用事業にあつては、起業する事業がフランチャイズ事業によるものでないこと。
- (6) 本補助事業等の実施にあたり、長井市の他の補助金と重複して受給しない者
- (7) 本市において起業することが確実で、かつ、5年以上継続して事業を行なう見込みがある者
- (8) 市町村税の滞納がない者
- (9) 代表者又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等これと関わりを持つ者でないこと。

2 市長は、前項に定める者のほか、特に必要と認めた者を補助対象者としてすることができる。

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年度長井市起業・創業支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、令和8年2月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 起業・創業支援事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 起業・創業支援事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し（個人の場合に限る。）
- (5) 補助対象経費に係る見積書
- (6) 事業の実施地を示す地図
- (7) 活用する空き店舗等の所有者、賃貸借等の内容が確認できる書類（空き店舗等活用事業の場合に限る。）
- (8) 誓約書（別記様式第4号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、起業の日から4カ月以内に提出するものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条による申請があつた場合は、内容を審査の上、補助金を交付すべきと認めたときは、規則第7条に定める補助金等の交付決定通知書により、申請者に交付決定の通知を行うものとする。

（変更の申請）

第7条 補助事業者は、補助事業等が次の各号のいずれかに該当するときには速やかに令和7年度長井市起業・創業支援事業補助金変更交付申請書（別記様式第5号）に起業・

創業支援事業変更計画書（別記様式第 6 号）及び起業・創業支援事業変更収支予算書（別記様式第 7 号）を添付し市長に提出しなければならない。

（１） 交付申請書又は添付書類に記載した事項に変更があったとき。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

ア 補助対象経費の 20 パーセントを超えない額の変更の場合

イ 補助事業の変更内容が、補助目的の変更をもたらすものではない場合

（２） 補助事業等を中止し、又は廃止したとき。

（３） 補助事業等が予定期間内に完了せず、又は事業遂行が困難となったとき。

（報告及び指示）

第 8 条 市長は、この要綱の適正な施行を確保するため、必要な限度において、補助事業者に対し補助事業等に関する報告を求め、又は関係帳簿等を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は調査結果に基づき、補助事業者に対し補助事業等の実施に関する必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、事業の完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに令和 7 年度長井市起業・創業支援事業実績報告書（別記様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１） 起業・創業支援事業収支決算書（別記様式第 9 号）

（２） 補助対象経費の支払いを証明する書類

（３） 補助対象事業の実施完了がわかるもの（施工前後の写真、広告チラシ等）

（４） 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）

（５） 税務署へ提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）

（６） 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）

（７） その他市長が必要と認める書類

（帳簿の備付等）

第 10 条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を 5 年間整理保存しなければならない。

（補助金交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１） 規則又はこの要綱に違反したとき。

（２） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。

（３） 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（４） 故意又は重大な過失により事業を廃止したとき。

（５） その他市長が相当の理由があると認めるとき。

（財産処分の制限）

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を市長の承

認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める時間を経過した場合はこの限りでない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第10条、第11条及び第12条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 1（対象外業種）

令和 5 年 6 月改訂「日本標準産業分類」における、以下の産業分類に該当する業種を対象外とする。

大分類		中分類		小分類	
A	農業、林業		全業種		
B	漁業		全業種		
G	情報通信業	38	放送業	381	公共放送業（有線放送業を除く）
J	金融業、保険業		全業種		
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関		全業種
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）	720	管理、補助的経済活動を行う事業所
				721	法律事務所、特許事務所
				722	公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
				723	行政書士事務所
				724	公認会計士事務所、税理士事務所
				725	社会保険労務士事務所
				727	著述、芸術家業
				728	経営コンサルタント業、純粋持株会社
				729	その他の専門サービス業
O	教育、学習支援業	81	学校教育		全業種
		82	その他の教育、学習支援業	820	管理、補助的経済活動を行う事業所
				821	社会教育
				822	職業・教育支援施設
				829	他に分類されない教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業	830	管理、補助的経済活動を行う事業所
				831	病院
				832	一般診療所
				833	歯科診療所
				834	助産・看護業
		84	保健衛生		全業種
		85	社会保険・社会福祉、介護事業		全業種 （保険適用事業、給付金対象事業に限り対象外。）
R	サービス業（他に分類されないもの）	93	政治・経済・文化団体		全業種
		94	宗教		全業種
		95	その他のサービス業		全業種
		96	外国公務		全業種
S	公務（他に分類されるものを除く）		全業種		

T	分類不能の産業		全業種
---	---------	--	-----

別記様式第 1 号

令和 年 月 日

長井市長 宛

<申請者>

住所

氏名（法人名／代表者氏名）

連絡先

令和 7 年度 長井市起業・創業支援事業補助金交付申請書

令和 7 年度長井市起業・創業支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

補助金 申請額	円		
申請事業	☐ 空き店舗等活用事業 ☐ 広告宣伝事業		
起業する 事業概要	所在地		
	店名		
	業種	産業分類番号	分類項目
	事業の具体的内容		
活用する空 き店舗等の 概要（※）	活用前の状態	空き店舗・空き地・その他（ ） ☐ 活用前の状態が確認できる書類の提出を求める場合があります。	
	賃貸借・所有者等	賃貸借・自己所有・その他（ ）	
申請に必要 な提出書類	①事業計画書（別記様式第 2 号） ②収支予算書（別記様式第 3 号） ③市町村税の納税証明書 ④住民票の写し ⑤補助対象経費に係る見積書 ⑥事業の実施地を示す地図 ⑦活用する空き店舗等の所有者、賃貸借等の内容が確認できる書類（※） ⑧誓約書（別記様式第 4 号）		
長井商工会 議所確認欄	経営支援員名		
	確認日	令和 年 月 日	

（※） 広告宣伝事業の場合は記入及び提出不要です。

起業・創業支援事業計画書

起業目的 経緯	
起業する 事業（店舗） の詳細	
補助対象期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
補助対象経費	①店舗等の整備費 ②店舗等の賃借料（月額 円× か月分） ③広告宣伝費 ④備品費 ⑤ソフトウェア購入費 ⑥その他（ ）
補助事業の 具体的内容及 び目的、導入 による効果等	

※広告宣伝事業の場合は、広告宣伝費のみ対象となります。

		開業から 1 年間	5 年後	売上高、売上原価（仕入高）、 経費の根拠
売上高 - ①		万円	万円	
売上原価 - ② （仕入高）		万円	万円	
経費	人件費 （注）	万円	万円	
	家賃	万円	万円	
	光熱費	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	合計 - ③	万円	万円	
利益 ①－②－③		万円	万円	

（注）個人営業の場合は、事業主の分は含めません。

別記様式第3号

起業・創業支援事業収支予算書

1 収入の部 (単位:円)

項 目	予算額 (税抜き)	内 訳
補 助 金 自 己 資 金 その他収入		
合 計		

2 支出の部 (単位:円)

項 目	予算額 (税抜き)	内 訳
合 計		

※店舗等の整備費、広告宣伝費、備品費、ソフトウェア購入費を計上する場合は参考となる見積書等を、店舗等の賃借料を計上する場合は賃貸借契約書の写しを添付してください。

長井市長 宛

誓 約 書

私は、令和 7 年度長井市起業・創業支援事業補助金交付要綱の適格者として、補助金を受けるにあたり、次のことを誓約します。

- 1 令和 7 年度長井市起業・創業支援事業補助金交付要綱の趣旨を理解し、申請する事業において、目標が達成できるよう事業に専念いたします。
- 2 令和 7 年度長井市起業・創業支援事業補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付を取り消され、または補助金の全部若しくは一部の返還を請求されても異議ありません。
- 3 私は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 長井市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日 長井市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等
 - (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団または暴力団員、暴力団員等が、その経営を実質的に支配している法人等
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員、暴力団員等を使用している法人等
 - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員、暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の運営に協力し、または関与している法人等
 - (5) 役員等が、暴力団または暴力団員、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - (6) 役員等が、暴力団または暴力団員、暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

上記について、誓約します。

(申請者) 住所

氏名（法人名／代表者氏名）

令和 年 月 日

長井市長 宛

<申請者>
住所

氏名（法人名／代表者氏名）

連絡先

令和 7 年度 長井市起業・創業支援事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け指令長第 号で交付決定のありました令和 7 年度長井市起業・創業支援事業補助金につきまして、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

補助金 申請額	円		
申請事業	☐ 空き店舗等活用事業 ☐ 広告宣伝事業		
起業する 事業概要	所在地		
	店 名		
	業種	産業分類番号	分類項目名
	事業の具体的内容		
申請に必要な提出書類	①事業変更計画書（別記様式第 6 号）②変更収支予算書（別記様式第 7 号） ③変更内容がわかる書類		
変更内容			
変更理由			

起業・創業支援事業変更計画書

補助対象期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日
補助対象経費	①店舗等の整備費 ②店舗等の賃借料（月額 円× か月分） ③広告宣伝費 ④備品費 ⑤ソフトウェア購入費 ⑥その他（ ）
補助事業の 具体的内容及 び目的、導入 による効果等	

起業・創業支援事業変更収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額（税抜き）	内 訳
補 助 金 自 己 資 金 その他収入		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額（税抜き）	内 訳
合 計		

※店舗等の整備費、広告宣伝費、備品費、ソフトウェア購入費を計上する場合は参考となる見積書等を、店舗等の賃借料を計上する場合は賃貸借契約書の写しを添付してください。

長井市長 宛

<申請者>
住所

氏名（法人名／代表者氏名）

令和 7 年度 長井市起業・創業支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令長第 号で補助金交付決定通知のありました令和 7 年度長井市起業・創業支援事業につきまして、下記の書類を添えて提出します。

記

補助事業の概要 及び成果	
今後の運営 等の方針	

添付書類

- 1 起業・創業支援事業収支決算書（別記様式第 9 号）
- 2 補助対象経費の支払いを証明する書類
- 3 補助対象事業の実施完了がわかるもの（施工前後の写真、広告チラシ等）
- 4 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
- 5 税務署へ提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）
- 6 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）

起業・創業支援事業収支決算書

1 収入の部 (単位:円)

項 目	決算額 (税抜き)	内 訳
補 助 金 自 己 資 金 その他収入		
合 計		

2 支出の部 (単位:円)

項 目	決算額 (税抜き)	内 訳
合 計		

※店舗等の整備費、広告宣伝費、備品費、ソフトウェア購入費を計上する場合は領収書等を、店舗等の賃借料を計上する場合は賃料の支払いを証明する書類を添付してください。